

令和4年度 築上町監査計画

築上町監査委員監査基準第7条第1項の規定により、次の通り監査計画を定める。

なお、この監査基準は同条第2項により必要に応じて予定を変更、追加することがある。

実施する監査の種類・時期・実施内容・実施方法等

1. 地方自治法などに基づき定期的に行う監査、審査、検査

(1) 例月現金出納検査（毎月1回実施）

地方自治法第235条の2第1項

実施内容

一般会計・特別会計・基金・各財産区・上下水道事業会計について、会計及び上下水道事業管理者が提出する現金出納関係書類等に基づき、計数が正確であるかを確認するとともに、現預貯金の保管状況と残高証明書との照合、及び各会計の収支状況の検査などを毎月前月末時点のもので行う。

実施方法

会計課・上下水道課から提出された書類を基に関係職員から説明を受け、内容を聴取することにより検査を実施する。

(2) 決算審査（7月から8月にかけて実施）

地方自治法第233条第2項

地方公営企業法第30条第2項

実施内容

一般会計・特別会計・基金・各財産区・上下水道事業会計の決算関係書類の計数は正確か、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか等を審査する。

実施方法

決算関係書類の提出を求めるとともに、関係職員から説明を受け、内容を聴取することにより審査を実施する。

(3) 定期監査 (7月から8月にかけて実施) 地方自治法第199条第1項・第4項

実施内容

予算の執行が計画的かつ効率的におこなわれているか、契約の履行が確実に
行われているかなど、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われて
いるか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているか
どうかを主眼として実施する。

実施方法

関係書類の提出を求めるとともに、関係職員から説明を受け、内容を聴取する
ことにより監査を実施する。

**(4) 健全化判断比率等審査および
資金不足比率審査 (8月上旬)** 地方公共団体の財政の健全化に関する法律
第3条第1項・第22条第1項

実施内容

健全化判断比率及び資金不足比率が適正かどうか、また、その根拠を示す関
係書類を検証する。

実施方法

関係書類の提出を求めるとともに、財政課職員から説明を受け、内容を聴取す
ることにより審査を実施する。

(5) 基金運用審査 (8月上旬) 地方自治法第241条第5項

実施内容

基金の運用状況を示す書類の計数の正確かどうか、基金が設置目的に沿って
適正かつ効率的に運用されているかを審査する。

実施方法

関係書類の提出を求めるとともに、財政課職員から説明を受け、内容を聴取
することにより審査を実施する。

2. 監査委員が必要に応じて行う監査

(6) 行政監査（必要がある場合に実施）

地方自治法第 199 条第 2 項

実施内容

監査委員が必要であると認めるとき、町の事務の執行が、合理的かつ効果的に行われているか、法令等に定めるところに従って適正に行われているかを監査する。

実施方法

関係書類の提出を求めるとともに、関係職員から説明を受け、内容を聴取することにより監査を実施する。

(7) 随時監査（必要がある場合に実施）

地方自治法第 199 条第 1 項・第 5 項

実施内容

監査委員が必要であると認めるとき、定期監査に準じて監査を実施する。

実施方法

関係書類の提出を求めるとともに、関係職員から説明を受け、内容を聴取することにより監査を実施する。

(8) 財政援助団体等監査（必要がある場合に実施）

地方自治法第 199 条第 7 項

実施内容

監査委員が必要と認めるとき、又は町長の要求があるときは、町が補助金、交付金、負担金等の財政的援助をしている事業がその目的に沿って適正に行われているか、補助金等の使途は適正か、十分効果をあげているか、所管課の指導監督が適切に行われているか等を監査する。

実施方法

関係書類の提出を求めるとともに、関係課から説明を受け、内容を聴取することにより、監査を実施する。

(9) 公金出納検査（指定金融機関等監査）（必要がある場合に実施）

地方自治法第 235 条の 2 第 2 項

地方公営企業法第 27 条の 2 第 1 項

実施内容

監査委員が必要と認めるとき、又は町長の要求があるときは、指定された金融機関が取り扱う築上町の公金の収納又は支払の事務について適切に行われているかを検査する。

実施方法

関係書類の提出を求めるとともに、関係課から内容を聴取することにより、検査を実施する。

3. 住民などの要求や請求に基づき行う監査

(10) 住民からの直接請求に関する監査

地方自治法第 75 条第 1 項

選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 以上の連署をもって、代表者が監査委員に対し、地方公共団体の事務の執行に関し、監査の請求がなされたときに実施する。

(11) 住民監査請求に基づく監査

地方自治法第 242 条第 1 項

住民は長又は職員等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認められるときは、これらの行為や事実を証する書面を添えて、監査委員に監査を請求できる。なお請求は行為のあった日又は終わった日から 1 年以内に行わなければならない。また監査委員は監査の結果、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、関係する執行機関や職員に対して期間を示して必要な措置を講じることを勧告するとともに、この内容を請求人に通知し、公表する。

(12) 議会からの請求に基づく監査

地方自治法第98条第2項

議会から町の事務の執行に関する監査請求があったとき実施する。
議会は監査結果に関する報告を請求することができる。

(13) 長の要求に基づく監査

地方自治法第199条第6項

町長から町の事務の執行に関する監査請求があったとき実施する。

(14) 職員の賠償責任に関する監査

地方自治法第243条の2第3項

町長から職員が町に損害を与えた事実があるか、賠償責任の有無及び賠償額の決定について要求があったときに実施する。

監査等の実施体制

いずれも監査委員2人で監査等を実施し、事務局職員が補助する形で行う。